

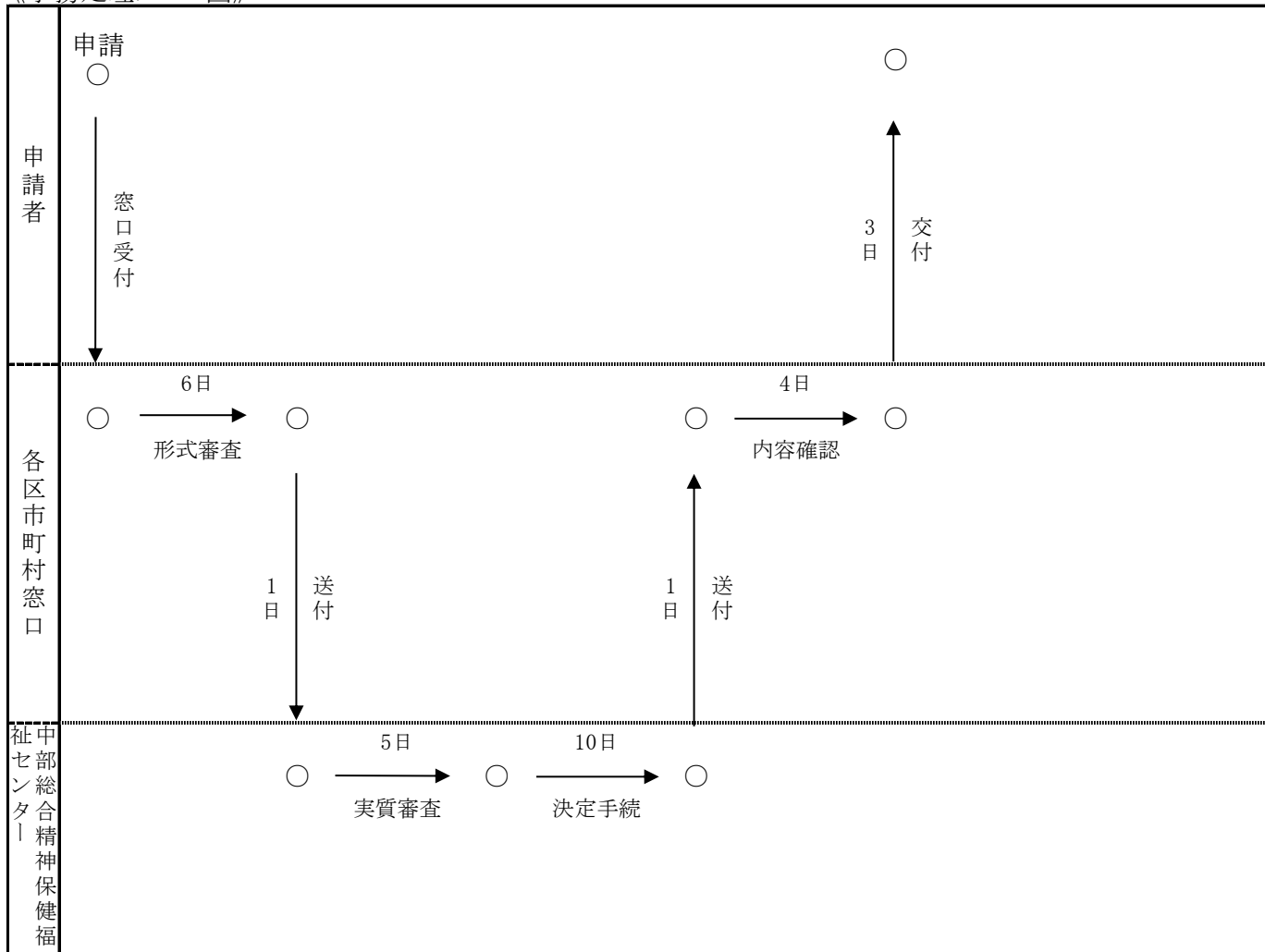
事務処理フロー図

事務名	自立支援医療制度(精神通院)医療受給者証再交付
根拠法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第33条第1項

作成部署 福祉保健局中部総合精神保健福祉センター事務室自立支援医療担当 電話03-3302-7871

標準処理期間計	30日
---------	-----

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書の記載事項及び添付書類等の確認並びに処理簿を作成
2	送付	形式審査等終了後、申請書を処理機関である中部総合精神保健福祉センターへ送付
3	実質審査	書類について審査基準を満たしているか審査
4	決定手続	審査の結果に基づき、支給認定の可否を決定
5	送付	決定後、自立支援医療受給者証(精神通院)について、各市区町村窓口へ交付
6	内容確認	交付された受給者証の内容確認
7	交付	申請者に受給者証を交付
8		
9		
10		